

未登記家屋所有者変更届に必要な書類と押印

◆ 相続 ◆		届書に下記の印鑑を押印してください	
		旧所有者	新所有者
1. 遺言書がある場合		—	署名 または 記名押印
<p>● 次の①～③のいずれかの書類 〈いずれも該当の未登記家屋について記載があるものがが必要です。〉</p> <p>① 遺言公正証書の写し</p> <p>② 自筆証書遺言書の写し ※1、※2</p> <p>※1. 自宅等で保管されていた場合：家庭裁判所の検認を受けた遺言書の写しをご提出ください。</p> <p>※2. 法務局(自筆証書遺言書保管制度)で保管されていた場合：遺言書情報証明書の写しをご提出ください。</p>			
2. 遺産分割協議書による場合		—	署名 または 記名押印
<p>● 遺産分割協議書の写し 〈該当の未登記家屋について記載があるものがが必要です。〉</p> <p>● 遺産分割協議書に署名された相続人全員の印鑑登録証明書の写し</p>			
3. 法定相続分による場合		—	署名 または 記名押印
<p>● 法定相続人全員の戸籍謄本の写し ☆1</p> <p>● 被相続人(お亡くなりになられた方)の出生時から死亡時までの戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本等の写し ☆1</p> <p>☆1 → 上記の被相続人及び法定相続人の方の戸籍謄本等に代えて、法務局で交付された「法定相続情報(一覧図)」をご提出いただくことも可。</p>			
4. 上記1～3以外の場合		—	署名 または 記名押印
<p>● 同意書の原本 (※ 法定相続人全員の署名と実印を押したもの)</p> <p>● 法定相続人全員の印鑑登録証明書の写し</p> <p>● 法定相続人全員の戸籍謄本の写し ☆1</p> <p>● 被相続人(お亡くなりになられた方)の出生時から死亡時までの戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本等の写し ☆1</p> <p>☆1 → 上記の被相続人及び法定相続人の方の戸籍謄本等に代えて、法務局で交付された「法定相続情報(一覧図)」をご提出いただくことも可。</p>			

◆ 売買・贈与 ◆		届書に下記の印鑑を押印してください	
		旧所有者	新所有者
売買(個人・法人)の場合		実印	署名 または 記名押印
<p>● 売買契約書等の写し 〈該当の未登記家屋について記載があるものがが必要です。〉</p> <p>● 旧所有者の印鑑登録証明書の写し</p>			
贈与(個人・法人)の場合		実印	署名 または 記名押印
<p>● 贈与契約書等の写し (※ 贈与したことが確認できる書面) 〈該当の未登記家屋について記載があるものがが必要です。〉</p> <p>● 旧所有者の印鑑登録証明書の写し</p>			

◆ その他の事由により所有者が変更になる場合は、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 市川市 財政部 固定資産税課(家屋グループ) 電話：047-712-8672(直通)

※ この届出は、固定資産税の納税義務者に関する手続きのためのものであり、当該家屋の所有権を確定するものではありません。